

浜松市公共事業評価審査会設置要綱

第1 目的

「浜松市公共事業評価実施要綱」に基づき、公共事業評価を行うために、浜松市公共事業評価審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

第2 審査会の組織

審査会は、以下に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、浜松市財務部長とする。
- (2) 委員は、企画調整部、都市整備部及び土木部の部長職、上下水道部の次長並びに、農林水産担当部長及び花みどり担当部長とする。

第3 会議の開催

会議の開催は、委員長が招集し、議長となる。

第4 会議の庶務

会議の庶務は、財務部技術監理課において処理する。

第5 その他

必要に応じ学識経験者などの意見を求めることができるものとする。

附則

本要綱は、平成11年12月3日から施行する。

附則

本要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附則

本要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

本要綱は、平成19年7月20日から施行する。

附則

本要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

本要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

本要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附則

本要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附則

本要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附則

本要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附則

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

本要綱は、令和2年7月1日から施行する。